

海外販路開拓のための人材活用促進事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構の理事長（以下「理事長」という。）は、新潟県内の事業者が、海外販路開拓のためのマーケティング及びマネジメント能力等を有する外部の人材（以下「海外人材」という。）の活用を促進することにより、売上及び利益を拡大する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業（以下、「助成対象事業」という。）は、海外人材を活用した海外販路開拓の取組であって、別記1に掲げる事業主体が行う事業とする。

(助成対象期間)

第3条 この助成金では、最大3か年度を助成対象期間とし、いずれも連続した年度とする。ただし、理事長は、各年度の遂行状況及び実績報告を確認し、助成対象事業を継続することで計画の達成が見込まれると判断される場合に限り、次年度以降の助成金の交付を行うものとする。

2 助成金の交付は1年度毎とし、各事業期間は交付決定の日から当該年度末日までの間とする。

(交付基準)

第4条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる海外人材の新規雇用に係る経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

経費区分	内 容
新規雇用に係る人件費	報酬又は給与（賞与含む）

注1：人件費には諸手当、社会保険料等の生活保障に関する経費を含まない。

注2：1人の雇用に限る。

注3：正規雇用に係る人件費とし、有期雇用職員や非常勤職員は対象外とする。

2 この助成金の交付額は、別記2に掲げる助成金の交付額のとおりとする。

(助成対象事業計画の指定)

第5条 理事長は、新潟県内の事業者が行おうとする、海外人材を活用した海外販路開拓の事業計画について、支援する対象として適当と認めるときは、助成金を交付することができる事業計画として指定するものとする。この場合において、理事長は、必要に応じ有識者等の意見を聴くものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする事業者は、理事長が別に指定する期日までに別記第1号様式による助成対象事業計画指定申請書を提出するものとする。

3 理事長は、第1項の規定による指定をしたときは、別記第2号様式による助成対象事業計画指定通知書により当該事業者へ通知するものとする。

(指定内容の変更)

第6条 第5条第1項の規定による指定を受けた事業計画の実施事業者（以下「指定事業者」という。）は、助成対象事業計画指定申請書に記載される事項について変更が生じた場合は、速やかに別記第3号様式による事業計画指定内容変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、当該事業計画において新規に雇用をした海外人材の変更は承認する変更事由に含まない。

(交付の条件)

第7条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成対象事業の内容の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成対象事業を廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(交付申請)

第8条 助成対象の事業計画として指定を受け、助成金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式による交付申請書1部を、理事長が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第5号様式によるものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第7条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第6号様式による変更承認申請書1部を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第7条第1号に規定する軽微な変更は、助成対象経費の2割を超えない変更で、助成金額の変更を伴わないものとする。

(助成対象事業の廃止の承認申請)

第11条 第7条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第7号様式による申請書1部を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 交付要綱第7条の規定による期日は、助成金の交付決定を受けた日から20日を経過した日とする。

(遂行状況報告)

第13条 交付要綱第10条の規定による報告は、別記第8号様式による遂行状況報告書1部を、理事長が別に定める期日までに理事長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第14条 交付要綱第12条の規定による実績報告書は、別記第9号様式のとおりとし、助成対象事業が完了した日（第11条の規定により助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して10日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに1部を理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第15条 理事長は、指定事業者に対し、必要に応じて中間検査及び実績検査並びに確定検査を実施することができる。

(事業計画の指定の取り消し)

第16条 理事長は、助成対象事業として継続することが不適切と認める場合は、助成対象事業計画の指定を取り消すことができる。

- 2 指定事業者は、前項の規定により理事長から助成対象事業計画指定の取り消しの通知を受けた場合は、速やかに第11条に規定する助成対象事業の廃止の承認申請書を提出しなければならない。

(助成金の概算払い等の請求)

第17条 助成金は原則として精算払いとする。ただし、理事長が必要と認めた場合にあっては概算払いすることができる。

- 2 助成金の概算払いを受けようとする場合には、別記第10号様式による概算払請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、理事長から助成金の額の指定を受けた場合は、別記第10号様式による精算払請求書を理事長に提出しなければならない。

(成果の発表)

第18条 理事長は、助成対象事業の成果について必要があると認めるときは、これらを指定事業者に発表させることができるものとする。

別記 1

海外販路開拓のための人材活用促進事業の事業主体

この助成金で対象とする事業主体は、新潟県内に主たる事業所を有する者のうち、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者
- (2) 下記分野において指定する業種のいずれかを営む者（括弧内の数字は、日本標準産業分類の中分類番号）

①生活創造産業分野

ア 指定主要業種	食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、繊維工業(11)、家具・装備品製造業(13)、窯業・土石製品製造業(21)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、その他の製造業(32)
イ 指定関連業種	パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、化学工業(16)、情報サービス業(39)、インターネット附随サービス業(40)

②先端技術産業分野

ア 指定主要業種	業務用機械器具製造業(27)、輸送用機械器具製造業(31)、情報サービス業(39)
イ 指定関連業種	食料品製造業(09)、繊維工業(11)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、インターネット附随サービス業(40)、医療業(83)

- (3) 次の規定をすべて満たす者
 - ・雇用保険適用事業所であること。
 - ・厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから 3 年以上経過していること。
 - ・労働保険料を滞納していないこと。
 - ・労働関係法令の違反を行っていないこと。
 - ・性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
 - ・暴力団と関わりのある事業主ではないこと。
 - ・支援対象とする時点で倒産している事業主ではないこと。

別記 2

海外販路開拓のための人材活用促進事業費助成金の交付額

この助成金の交付額は、中間及び年度終了時に事業目標の遂行・達成状況を確認し、下記のとおり交付するものとする。

助成率	助成上限額
助成対象経費の 1 / 4 以内	250 万円 / 年